

平成21年10月30日に旧日本建築士会連合会に対する国土交通省の「建築基準法等に関するヒアリング」が実施されました。
 今回のヒアリングに当たって旧日本建築士会連合会は、「改正法令懇談会」で取り纏めた内容を中心に、各単位士会に意見を求めた要望事項、ならびにアンケート結果などを提出しました。
 東京建築士会も連合会の意見書提出に併せ、法規委員会を中心に会員から寄せられた意見を集約し、直接行政当局に要望いたしました。
 その内容を下記のとおり、会員のみなさまにお知らせいたします。
 なお、同資料を東京都にも提出しました。

国土省ヒアリング及び東京都に提出した建築基準法、建築士法に関する本会の意見（＜ ＞内は意見理由）

〔1〕改正建築基準法、改正建築士法に基づく制度について

1. 建築確認の厳格化

(1) 確認申請図書

1) 手続きの簡素化を建築士関与の強化で実施

多数人が利用する建築物等→確認制度を存続（公的機関が法適合を担保）
 個人住宅等の建築物→届出制度に変更
 （長期優良住宅制度、瑕疵担保制度など保険で担保）

2) 建築基準法規則 第1条の3 確認申請書の様式の見直し。

従来の表から約8倍に増えた申請図書のうち、必要の無いもの（審査もしないものが多い）を簡素化・削除し、従来並に近づける。また、4号建築物は現在の計画概要書に各階平面図、立面図、断面図、面積表等の主要図書程度とする。
 ＜・建築士はガス燃焼機、設備機器、発電機、受電設備等の機械の設計はしていないので機械関係に関しては認定制度等をメーカーとの間で策定すべきであり、その図面の添付や審査は不要とするべき。＞

(2) 審査期間

1) 審査期間案

① 1号から3号建築物 概ね2ヶ月を目指す。

現行35日（申請先：指定確認機関中心）
 適合判定14日 延長は審査と適合判定で最大14日

② 4号建築物

着工14日前までに届出（届出先：特定行政庁のみ）

(3) 審査方法 等

1) 審査指針告示を大幅に見直し、確認申請図書と同様に不必要な項目を削除する。また、意見の相違による修正・訂正を可能にする。軽微変更の範囲を大幅に拡大し、多少危険側への変更であっても、検証が簡易で適法が明らかな範囲は、計画変更としない。

2) 上記に記載の通り4号建築物を審査から届出とする。

審査方法案 ① 1号から3号は原則現在の審査方法を踏襲

② 4号は届出内容の確認のみ

3) 構造関係基準と審査内容

構造関係規定については、建築主事が確認すべき事項を特定行政において必要な最低限の構造基準とし、建築物単体の性能に関わる部分については、建築主自らそのグレード（耐震等級等）を選択するものとして、性能保証制度等で確認や検査を行うものとして頂きたい。
 ＜構造関係基準と審査内容の入り口としてのモデル化、応力の算出方法など、実体としての建築物の部材と等質であるかなど、法に規定されていない要素が多数ある。たとえば「応力度が許容応力度を超えないことを確かめること（法20条）」、「適切に計算できる方法（平成19年告示592号）」など、各々の建築物について確定した方法が判断しにくいなど、構造設計者の判断に委ねられていて、実体として安全であると建築主事等が特定しにくい規定となっている。建築される建築物は、本来建築主がその安全性について自らの基準クライテリアを策定し、確保する責務がある。建築主事は、建築基準法という最低の基準をチェックしている状況においては、ダブルチェック（構造関係基準からその妥当性を建築主事等が確認する）という立場で関与するのが限界である。建築確認申請の手続きにより、建築主事等がその安全性を保障するためには、建築確認申請のコスト（手数料の額）及び申請を受理した日から35日（または7日）以内に建築確認済証等を発行する必要がある（法6条）ことなど、現状では難しい。さらに確認申請の手続きでは、建築主事が施工の各段階において適正な施工を確認する規定がない。＞

4) 大臣認定手続きに要する期間の短縮をして頂きたい。

＜大臣認定にかかる期間は現状で1ヶ月から1ヵ月半を要している。＞

2. 構造計算適合性判定制度

(1) 構造計算適合性判定の対象建築物

1) 適判の対象に関しては、構造設計一級建築士の法適合確認の範囲と同等とすべきで、小規模建築物は不要とすべき。特に3階建て以下程度の低層建築物は、適判適用外として頂きたい。

＜・構造計算ルートにより対象になるか否かが判断され、例えば2階建て・100m程度の鉄骨造においても構造計算ルート3によって計算する場合、適合性判定が必要であり、資料作成など申請に要する時間・費用、審査に要する期間等現実的ではない。小規模で軒高9mを超える場合も同様である。
 ・適判を回避するため構造計算ルート1によると、壁・柱が多くなるなど不経済で過剰な設計となり、お客様のニーズに的確に応えられない。＞

2) 伝統的木構造については、構造計算の絡みもあり、必然的に構造計算適合性判定が必要となる。
 ＜将来的に伝統的木構造の衰退を招く恐れがある。＞

3) 適判の事前審査・相談は必要であり、恒久的に継続すべき。

＜当事者の見解の相違はありえるので、事前相談・審査は必須のプロセスと考えらる。＞

4) 対象範囲を見直すとともに、保証制度とあわせて設計者（建築主）が選択できるケースを検討して頂きたい。

＜確認申請手数料に比較して高額な費用をかけ構造計算適合性判定を受けたこと

が、より高い構造性能の証明を受けたかのような誤解を生じさせている一面もある。

そこで、判定の対象を計算ルートによらず一定規模以上のものとした上で、保証制度（設計が不適切であった場合に補修等の費用を補償する。また、加入者が保証される耐震等級を選択できる。）を創設し、適合性判定を受けるか、保証に加入するかを設計者（建築主）が選択できるものとして頂きたい。適合性判定は最低限の基準、保証制度はより高い性能の選択であることを明確にすることで、建築物の性能は建築主が主体的に決めるものという意識づけが可能となる。＞

5) 構造計算適合性判定機関について、複数の判定機関からの選択を出来るようにして頂きたい。

＜構造計算適合性判定機関については、事前相談が可能となり審査期間は改善されているものの、一部の都道府県では1機関（2機関指定している場合でも他の機関は特殊な設計方法による場合のみ）の指定となっており、審査期間も長期化するケースが多い。＞

(2) 構造関係基準と審査内容

1) 旧38条の大臣認定を復活して頂きたい。

＜新しい技術に基づく設計について（旧）38条の大臣認定が適切に機能していた部分が、新しい基準にもとづく認定は不自由になった部分がある。決められたプログラムは使いづらい。プログラムによる判断だけではなく、ベテランの人々の協議検討による判断に基づく認定を復活すべき。＞

(3) 大臣認定プログラム 等

1) 低層住宅におけるプライベートプログラムの汎用的な運用を早急に認めて頂きたい。プライベートプログラムを簡便に認定頂き、適合性判定を受けること無く運用させて頂きたい。

＜・住宅メーカー各社は、設計マニュアルに基づいたチェックに加えて、固有のプライベートプログラムを用いて建築物の安全性を確認している。本来はこのプライベートプログラムが正しく審査され運用されることがお客様にとっても最も安心である。

・一方、現在のところ実質的に汎用プログラムの認定がされていないに等しく、プライベートプログラムは認定の道筋さえ見えていない状況である。上述のように的確かつ安全な解析・計算を行うために、民間のツールを選択できるよう法令上整備することが肝要である。

・偽造問題の発端となった事項であるが、大規模ビルと低層住宅ではそのチェック項目及び内容が大きく異なり、適合性判定を受けることなく運用しても、安全性の確保と同時に審査の合理化を進めることが可能となる。＞

2) 多様な設計に対し、有効に機能しないので廃止した方が良いという意見もある。また、旧認定プログラムの改ざん防止機能と入出力書式の統一を対象を絞った認証制度を創設して頂きたい。

＜現行制度では、法的に完璧なプログラムを求めるあまり、認定プログラム自体が1社しか無く、バグ修正があると確認が取り消しになるリスクがあり、利用率もゼロに近い。一方、普及率の高い旧認定プログラムは、認定が取り消され任意プログラムとなったため、従来あった一貫計算正常終了時のヘッダー出力の仕様もなくなり、信頼性が低下している。

そこで、従前の認定プログラム制度から図書省略制度を廃した上で、データの入力状況、モデル化の表示、計算結果の出力等の統一と、改ざん防止機能の強化をしたものに変えていただきたい。プログラム運用上の適法性については、認定の対象とせず、確認審査において判断するものとする。＞

3. 構造/設備設計一級建築士

(1) 構造設計一級建築士による設計への関与義務付け

1) 構造設計一級建築士が設計に関与した建築物に対し、ピアチェックを省略すべき。

＜構造設計一級建築士の専門性の高さによる。また、第三者であれば二重チェックとして機能する。＞

(2) 設備設計一級建築士による設計への関与義務付け 等

1) 設備設計一級建築士をなくして、従来の建築設備士のみとするべき。

＜建築士は機械の設計をしているわけではなく、建築基準法で規定している設備はごく一部であり、構造とは違う。なぜ必要なのか整合性が乏しい。＞

2) 万一、残すとしても、設備設計一級建築士については、受験資格の見直しや、受験内容の簡易化を検討して頂きたい。とりわけ、電気設備設計者不足は、業界全体の業務障害となっている。

4. (手続きの簡略化とあわせて) 厳罰化

(1) 罰則の強化

1) 簡略化を行なうのであれば、罰則強化は当然であると考えられる。罰則強化により、建築士個人に責任を与えることで、設計者としての裁量権の幅を広げて頂きたい。故意犯については、罰則を強化。

(2) 建築士等の処分の強化 等

1) 単純ミス、過失等についての取扱について、現行の行政処分の厳罰化に対する一部見直し。

〔2〕建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方について

1. 建築確認制度のあり方

1) 省エネ法、品確法など建築関係法令の審査は現在建築確認申請の審査関係法令として除外されているため、手続きが煩雑となっている。建築確認制度に取り込み申請・検査・定期報告を一連の建築確認の中に位置づけるべき。建築物の単体規定のみ民間確認機関とするなどの検討をされてはどうか。

＜特定行政庁、所管行政庁などの表現となっているが、実質的に建築指導課が行うものが多く、縦割りの弊害を末端の行政が処理している。＞

2) 建築確認制度において建築主事が確認すべき事項を、その地方自治体が所管する都市・市街地の建設・環境整備のために必要とする最低限の事項とし、相応な申請図書、審査期間及び審査方法として頂きたい。検査及び詳細な審査は民間機関等を活用する制度を構築し、官民が分業化する。

＜現行の確認制度においては、建築基準法に定める建築物の安全性や質の最低基

準について、ほぼすべて建築主事等が確認することとされている。これを厳格化し、地方自治体がその責任を負担する（指定確認検査機関の確認であっても、建築主事の責任となる）ことは、今日の建築技術の高度化と、建築主事側の組織・人員体制とを比較しても明らかに限界。すべての基準を厳格に審査するとして、申請図書に精密化、審査期間の延長、細部にわたる審査を実施するならば、建築主事の技術力のフォローとそのコストの負担について検討して頂きたい。むしろ緩和が望ましい。設計者側の実態としても、法改正直後は厳格化に対応できずに申請数が激減し、その後の円滑化方針（技術的助言）が出されると、申請数は増加に転じたが、図面・計算書等の不整合も併せて増加しており、申請者側でも厳格な確認申請への対応が困難となっている。>

3) プレハブ建築協会傘下の住宅メーカーは、型式適合認定・型式部材製造者認証制度を利用して建物を建築するケースが大多数である。これら認定認証の取得簡略化及び「構造型式適合認定・製造者認証」の新規創設をお願いしたい。

・認定・認証取得の簡略化
 ・実態に合った審査及び運用とし、例えば性能を予め登録しておくことで、1品1品ごとの仕様登録（認定番号）を不要とするなど合理的な認定として頂きたい。

・構造型式適合認定・製造者認証
 ・構造耐力に係る規定のみを対象とする認定・認証を創設頂きたい。

< 型式適合認定・製造者認証を受けるに当たっては、一連の規定（一部を除く単体規定すべて）に合致しなければならず、このため防火関連やホルムアルデヒド関連規定におけるクロスの認定番号を始めとして、すべての仕様をあらかじめ登録する必要がある。

・基準法的大幅改正により審査内容が拡大・厳格化するとともに、取得費用負担の増大（0.6億円→1億円/年）、審査期間の長期化（6ヶ月→1年）、型式適合の増大などから頻りに申請・認定等を取付することも難しい。

・このため、新しい仕様・技術をタイムリーにお客様に提供できないとともに、技術開発を大きく阻害しているのが実情である。
 ・認定にあたっての審査は、実現場とは大きく乖離したものになっており、実情を踏まえた審査とすべく、学識者だけでなく、住宅実務経験者を審査員として参加して頂くことが不可欠であると考え。>

4) 鉄鋼系低層住宅における確認申請図書（構造計算書・各図面）は、4号建築物と同程度として頂きたい。

5) 防耐火認定取得の合理化を進めて頂きたい。
 ・防耐火性能を担保する最低限の試験及び学識者のエキスパートジャッジにより、合理的に認定取得ができる仕組みとして頂きたい。

< 現在防耐火性能に明らかに影響を与えない部材の違いによってもそれぞれに試験を行い、認定取得する必要がある。同様にそのような部材を新たに使用する際には、新たに認定を取り直す必要があるケースも生じている。

・一つの要素技術を商品展開するためには、従前に比べ10倍以上の費用（6百万円→6千万円）を要するだけでなく、試験機関で試験を実施するまでに1年以上を待つことが常態化している。

・数々の事件を経て、強化・厳格化が進められているが、その性能を発揮できない部材を用いたことが原因であるにもかかわらず、上記のような無用な厳格化が行われ、性能を有しているにもかかわらず、その文言侵害をしているだけで、使用できない状況にある。

・この状況は新たな技術開発を阻害するどころか、企業活動を大きく停滞させる結果につながる。
 ・防耐火に関しては多くの技術的知見もありその蓄積もなされていると思われ、性能規定化の観点からも現在の認定のあり方を再考頂きたい。>

6) 中間検査に関する適用除外
 低層の戸建て、長屋、小規模の共同住宅等については、中間検査の対象外として頂きたい。

< 特に反復継続的に同様の工法での施工を行う型式適合認定取得住宅などについては、施工記録の保存及びその確認での対応が可能であり、立会い検査までを求めずの必要性は低いと考える。
 ・検査実施の手間等と比べ、その効果も少ないと考える。>

2. 建築基準のあり方
 1) 用途変更の制度を緩和すべき
 法第87条用途変更の準用規定による特殊建築物の定義は第1項類似用途が11種類、法第6条の6種類と差異があり用途変更の可変性を妨げている。法第6条の6種類に統一すべき。

< 商業施設（ショッピングモール）等で店舗の入れ替わりは多いが、用途変更申請が出来ないのは類似用途が厳しすぎるとの意見が多い。実質的に同様の不特定多数の顧客が訪れる施設で種類を分ける意味が乏しいのでは無いか。特に飲食店などは昭和52年10月までは特殊建築物ではなく、用途変更申請がなくても合法のものまで手続き上違法と指摘されることもあり、経緯疎明が出来ない凍結となってしまうことが多い。パン屋などで飲食スペースがあれば飲食店でなければ物品販売店となる等差異が無いものまで凍結される。>

2) 既存不適格建築物の遡及緩和
 ・エキスパンションジョイントで構造分離されている場合は増築であっても既存部分に構造規定の遡及をしない。

< 凍結効果の解除として平成17年改正で建築基準法第86条の7により構造耐力規定の遡及免除と第86条の8の全体計画認定制度の創設があったが、改正前はエキスパンションジョイントで構造分離されている場合は増築であっても既存部分に構造規定の遡及をしないで運用していた特定行政庁が多かったため、改正遡及免除が既存部分に対して増築部分が1/2以内としているため、無制限だったものが規制強化されたことになるという批判も多い。改正前に増築した病院や工場や寺院などに凍結効果が出ている。>

・用途変更や増築時の避難規定遡及の緩和
 階段が一つの建物の階段を増やすことなど、出来ないことを遡及することを止め、代替施設を求めることで緩和すべき。

< 温暖化対策が緊急課題の現在、建替えしか選択肢の無い制度は社会的要請に答えていない。ストックを大事にし安全性を確保する政策が望ましい。欧州の街は五百年・千年前の建築物でも改修して使用している。>

3) 低層住宅（建築物）に特化した技術基準・審査体系を構築頂きたい。
 < 現在の基準法上の安全基準は、構造形式とその規模で決められており、例えば2階建ての120㎡程度の鉄骨造住宅も高層ビルと同じ建築基準で計算・審査を受ける必要があるとともに、同様の審査図書が必要となる。
 ・その結果、鉄鋼系住宅において同程度の木造住宅（4号建築物）と、その規模・重量等も大きく変わらないにもかかわらず、その安全要求レベル（構造基準）及び審査図書（各種構造図等）に大きな差が生じている。
 ・これらは申請者の負担、技術の発展を阻害するだけでなく、プラン上の制約を生じ、商品の選択範囲を狭めるなど、お客様の期待を大きく裏切る結果にもなる。>

4) 低層住宅用制震建築物の告示化
 < 現行法では制震建築物は超高層建築物と同じ基準で時刻歴応答解析を用いた検証法による大臣認定を取得しなければ建築できない。その結果、解析内容に全く影響しない部材追加でも、再申請が必要となりタイムリーな商品開発の阻害要因となっている。
 ・低層建築物（低層住宅）に特化した告示化により、認定の縛り足かせが無くなり、業務負担の低減、スピーディな商品展開が可能となる。>

5) 新しい技術開発にタイムリーに対応でき、フレキシブルな対応が可能な基準として頂きたい。
 ・旧工業化認定されていない構造・構法への対応が容易にできる基準として頂きたい。（旧法下における第38条認定の復活）
 ・「特別な調査又は研究に基づく」安全検証結果などを積極的に基準に取り入れ、それを合理的に審査する仕組みを構築頂きたい。
 < H12年改正により、性能規定化が謳われたにもかかわらず、基準が告示等で細かく縛られ、却って仕様規定化が進み、規定が硬直化している。
 ・旧法下においては、予め法律上規定されていない構造・構法についてもその安全性を確認することにより（法第38条に基づく認定）建設が可能であったが、現行法においては、規定されていない構造・構法を全く用いることはできず、新しい技術を導入する事が非常に困難な状況になっている。>

6) 増築案に関する規定の見直し及び緩和
 旧工業化認定・旧38条認定住宅に対して、積極的に増築をすすめられるように、個別の規制緩和をお願いしたい。
 < 本年、4号建築物の規制緩和がなされたが、鉄鋼系住宅などそれ以外の建築物に対する増築案の基準は、依然実態上厳しすぎる。また、
 ・今後のストック市場の拡大は日本産業にとって再重要課題の一つである。現在住んでいる人がさらに快適に住めるよう、また業界の活性化により内需拡大を進めるためにも、現在の法体系を整備して積極的に増築がおこなえる環境を整えなければいけないと考える。>

7) 住宅建築にあたり必要となる規定（法律）の簡略化
 住宅（特に一戸建ての住宅）に関する規定を国民の安全・安心に直結する内容に絞ったものとするなど簡略化を進めて頂きたい。例えば採光など快適性に関する部分などは、ある程度申請者に裁量の幅を持たせるような基準までとして頂きたい。
 < 建築物の安全性や集団規範的な内容とは無関係な個人の嗜好や自己責任の範囲で許容される基準には自由度が必要であると考え。例えば、音楽室やシアタールームなどは、採光は緩和規定を利用し基準満足させられるが、換気基準を満たすためには、大がかりな機械換気が必要になる。>
 ・2階建ての住宅を建築するのにも膨大な法律を理解しなければならない。法律を建築士全員が理解できるレベルにしなければ、設計者も審査する側も責任負担ばかりで、お客様に夢のある建物を提供できる環境でなくなっている。>

8) 建築基準の抜本的な見直しが必要。
 < 現行基準法は建築の多様性、地方性など一括しているため、複雑多岐でかつ中途半端である。全体に適用する骨太の基準を設け基本法とする。それに対し用途、材種、地域等に関して細かい基準を切り離した基準とする。立地や敷地の状況に応じ、詳細な判断を地方府県にゆだねることも考えてほしい。
 建築主や使用管理者に維持管理の責任をもってもらおうことや建築士に責任をもってもらおうことにより、不要となる基準もまだまだある。>

3. 設計、工事監理、施工のあり方
 1) 工事監理に関してあまりに規定が少ない。消費者保護のため最低基準と罰則規定を設けるべき。

< 建築基準法には第5条の4第4項に工事監理者の選任義務があるが罰則は無い。建築士法には第2条第5項に工事を設計図書と照合しその通り実施されているかを確認すると規定しているがそれだけである。工事監理ガイドラインは交付されたが、「合理的」といった表現で曖昧。建設業者の提示する自主検査記録、品質記録簿の確認だけでも工事監理といってしまうほど抽象的である。重説も細かいことが理解できない消費者にとっては同様で、せめて重要工程だけでも、検査母数に対する実施検査の最低比率などのサンプリングルール程度は、消費者保護のため設けるべき。これにより設計者は、形式だけで有効な監理をしないものとフェアな条件で工事監理費を提示できる。>

2) 建築士でなければ設計・工事監理を実施できない建築物等の規模に関し、建築士法第3条から3条の3の見直し・緩和をお願いしたい。
 < 一級建築士等でなければ工事監理を実施できない建築物等の規模が、本来の能力レベルにあっているか検証が必要であると考え。例えば、ハウスメーカーのように型式適合認定等を取付し、設計・施工を合理化、定形化している場合には、難易度は下がることになるため、新たな類型の追加等が考えられる。
 ・また、工事監理業務は施工品質の管理業務と重なる部分も多く、建築施工管理技士等の資格者でも実施が可能であると考えられるため、建築士に限定せず、実施可能な資格者等を追加することも検討すべき。>

3) 設計図書保存の電子化ルールの明確化
 C A Dシステムで作成した図面に電子認証が付される場合は、原本確認が可能として、法定の設計図書保存方法として明確に位置付けるべき。

< 設計図書への記名捺印ルールは、設計図書を作成した建築士が誰であるかを記録するための方法論であるが、電子認証等に対する社会的認知が進んでいる中で、紙保存に拘泥する必要性はないと考える。>

4) 図書保存について

紙媒体の保管は5年に戻し、電子データ(PDF)で建物の存続する限り永久保管に変更すべき。

<現在、紙媒体では消防の防火対象物使用届けのみが永久保管で、建設業での竣工図が10年、建築基準法・建築士法が15年だが、耐震改修や今後の建築物ストックの維持を考えると、せめて行政は必須とし、建築主(所有者・管理組合)・設計者でも永久保管として頂きたい。自治体の耐震改修促進計画に指定された道路に面する閉塞の恐れのある特定建築物に相当するSRC造などで、構造図と計算書が保存されておらず、建替策しか提示できないことがある。なお、民間企業は倒産や消滅が危惧されるため義務化は必要だが、完全な保管の期待は出来ない。電子データの容量は思いの外少ない。>

5) 所属建築士変更届出について

所属建築士の変更届出は不要であることを、全国的に統一運用とすべき。

<・建築士法第23条の5の規定により、建築士事務所の開設者は、登録事項(第23条の2第1号、第3号、第4号、第5号)に変更があった場合には14日以内に届出があった旨を届け出る必要があるが、所属建築士の変更については、法定の届出事項ではない。

・しかし、所属建築士に変更についても届出を求める都道府県があり、その運用は統一されていない。法定外のため届出は不要であり、当該運用の統一が必要であると考えられる。>

4. 設計者の責任、処分と評価、報酬のあり方

1) 建築士法の規定に基づく重要事項説明について

建築士法第24条の7の規定に基づく重要事項説明については、実施する実益に乏しいため、制度を廃止すべき。

<・重要事項説明の目的は、「設計・工事監理契約をめぐるトラブルを未然に防止するため、設計又は工事監理を行う建築士事務所から、建築主に対し業務の内容や業務体制等を説明するもので、建築主がその内容を理解した上で、契約を締結するかどうかの判断材料とすること」(新・建築士制度普及協会HP掲載Q&Aより)である。

・しかし、建築士法第24条の8の規定により、建築士事務所の開設者は、設計・工事監理受託契約後遅滞なく契約内容を記載した書面を依頼主に交付しなければならず、当該書面に記載すべき内容は重要事項説明書に記載すべき内容をすべて包含している。

・一般的に設計・工事監理受託契約書等にて、設計・工事監理の受託に関する契約が締結されるため、契約時点で当該契約内容(重要事項)の説明がなされることになるため、あえて契約段階とわけて説明する実益はなく、「トラブルを防止する」、「建築主が契約を締結するかどうかの判断材料を与える」という目的は、当該契約書の内容を説明することで達せられると考えられる。また、説明を実施する者について、契約書内容(重要事項)については、技術的な内容というより、事務的な内容がほとんどであり、設計補助者等建築士資格を有しない者でも十分に説明が可能と考えられる。>

2) 建築士処分にあたっては、実情を考慮し、適正な運用とすべき。

<・住宅建設には多くの職種が関わりミスも起こりえる。実際にはお客様と相談の上、簡単な修復を施すこと等で適法となるケースもあると考えられ、どのように修復したか出来るかの面も処分にあたり考慮されることが必要不可欠である。

・また、家づくりは本来お客様に夢を与える仕事である。単純に処分を強化することは、ミスを恐れ設計内容が収縮していく可能性もあるので、業界の育成につながる。>

3) 業務報酬基準(告示15号)の内、別表の数値は最低基準値を担保した上で、実体に合った数値に直すべき。

<世間の実態に合わない数値が算定されても、結果的には割引率が多くなり、発注者から手抜き心配など誤解されることとなり使いにくい。>

4) 責任の所在が明確でない事故について、建築士ばかりが厳罰に処せられる傾向にある。建築士の社会的責任を全うできる社会づくりを先に実施して欲しい。

<例えば公共発注の低価格の受発注を厳しく禁止し、設計の質の確保のため、発注者の設計の質に対する責任(経済的負担はその中でも重要な責任)を明らかにして欲しい。まず、公共団体がその範を定め、民間を含めた社会的責任をつくりあげて欲しい。そういう社会が実現されれば、責任や社会的地位にふさわしい責任をとることに当然納得する。一般的には、性能表示するゆとりは、経済的にも時間的にも確保できない状況である。低炭素社会に向うための設計の質を確保することは重要な設計のテーマであり、そういう質の住宅や建築を一般の設計者が設計できるよう、設計料や設計時間をとれる社会的なしくみを推進して欲しい。>

5. 建築士等の資格制度のあり方

1) 一級建築士受験のための建築実務の強化について

一級建築士試験を受験するための建築実務の内容を見直し、研究・開発系の職務等についても研修などの要件を附加して経験として認めるべき。

<・法改正により、建築士試験を受験するために必要となる実務経験が、実建築物の設計業務及び工事監理業務の補助等に限定された。

・建築士の資質・能力の向上を目的とした改正であるが、所属建築士に対する定期講習の義務付けがなされたことによって、建築士の資質・能力の向上は十分期待できるため、あえて受験の門戸を狭くする必要性は乏しいと考える。

・例えば研究・開発系の職務についても建築実務として認め、当該職種に携わる者に受験資格を与えたとしても、実際建築士として設計・工事監理に携わるにあたっては、上記定期講習の受講が必須であり、建築士としての資質・能力の向上は担保されることになる。>

2) 建築士定期講習の期間につき3年を5年とすべき。なお、法定団体の研修制度を利用する等の条件を附加するなど業界の自立を促すべき。

<法令の改正等が頻るとはいえ、3年は負担が過大。建築士会の実施しているCPD制度による継続能力開発を条件とするなどの検討して頂きたい。>

3) 新試験制度の内容は適正。ただし、今後、少子高齢化に伴い、建築士受験者数の低下が予想されるため、その対応策として受験資格の拡大を検討すべき。合格者数は、従来同様程度で良い。

4) 建築士会への当然加入と建築士会による専門性評価。

資格を取得し、設計等の実務に従事しようとする者は、設計職能団体である建築士会に「当然加入」することが望ましい。

<設計従事者が当然加入している建築士会は、会員の資質向上のための講習会、ワークショップ等を会員の要望に基づき、適切な時に、適切なテーマで開催することができる。国家試験等の合格者は一般に年令的に若く、必ずしも設計者として十分な資質をもっているとは考えにくい。建築の質やまちなみ形成、景観形成、防災まちづくり、低炭素社会づくりなど、その任務は総合性が高く、社会的、地域性の高いもので、その責任は重い。設計者は職能者として建築士会に加入し、その技術や人間性を高めていくことによって、次第に社会的責任を負える職能者として成長する。職能者としての成長段階や、その専門性については職能団体が団体の制度として認定し、社会に公けにすることが制度上も自然である。したがって、資格者の再教育や資格者の専門性、資格者の質やレベル等の評価は、資格者が属する職能団体の評価にその判断を委ねることが望ましい。>

6. 消費者保護と違反・欠陥建築物について

1) 罰則の強化を図り、健全な建築士と、悪意ある建築士の差別化を図って頂きたい。また、近年では悪意ある消費者も増加傾向にある。生産者と消費者とが公平に責務を負うような罰則規定を用意して頂きたい。クレーマー対策。

2) 違反建築物は設計者のみならず、建築主も連座制も考慮して個人・法人を問わず罰すること。

3) 既存不適格建築物の整理をし、不適格でもその時点からある期間を経過した場合に是適格にさせる法改正が必要。原則として、常時適法に維持することが法で定められているが、既存不適格建築物との関係を整理する必要がある。

<既存不適格の適法には限界があり、一定の条件を附加して適格に変更できる制度創設が、今後の良好な建築物ストックを実現させるために必要。>

7. 厳罰化について 等

1) 罰則の強化を図り、健全な建築士と、悪意ある建築士の差別化を図るべき。

<悪意の有る建築士には、被害の度合いが甚大な場合は、消費者の被害を考えると量刑の強化も止むを得ないのではないかと。しかしながら、被害の甚大なものは構造に関するものが多く、ピアチェックが機能すると考えると、適判対象が緩和された場合は20m以下といった規模の制限がかかるため、姉歯事件のようなものは想定できなくなっている。現在の法制度では十分に厳罰化されているという意見もある。

なお、建築主事、特定行政庁においても、公はミスをしな。違反を行わないという前提でつくられた現行法では、建築主事と指定確認機関、確認検査員の責任と罰則にバランスを欠いている。>

8. その他

1) 建築士法第24条の8の書面交付文書は受託者が交付する文書を印紙税法非課税文書とするべき。

契約内容の重要な事項を記載したものは、印紙税法基本通達第19条により契約当事者の署名または押印(文書所有者のもののみは除く)があれば2号文書とする。

<建築士法第24条の8の書面交付文書は法定義務文書であり法定事項のみの通知文書と思われる。重要な事項が記載されているからといって契約書以外に、印紙税の2号文書としての負担増を設計者に求めるのは不合理なので、国税との協議など配慮をお願いしたい。下請法による注文書と請書以外に下請もこの書面交付文書を元請に出さねばならず、1件の設計で負担はさらに増加する。>

2) 各種申請(確認申請・性能評価申請・長期優良住宅申請)における申請窓口の統一を図るべき。

<確認申請・性能評価申請・長期優良住宅申請について、それぞれの申請内容で重なる部分があるにもかかわらず、その申請図書も審査する人も異なっており、申請の手續上、費用面で無駄が多い。>

3) プレハブ住宅(工業化住宅)や在来工法の小規模住宅における建設業法上の専任配置基準の緩和・見直しをすべき。

<建設業法上の技術者制度も建築基準法と同様に大規模な現場生産工事を想定した制度となっている。工場生産・管理による一定品質の確保がなされ、設計・施工の標準化がなされ現場施工管理も比較的確定であるプレハブ住宅における制度・手續としては過剰であると考えられる。>

4) 国交省を始めとして、建築行政の携わる方々には民間企業経験者を採用するなど、民間企業と人材交流するなどの人材育成を考えるべき。

<現場の要望を理解するために、お客様を前にした実体験が必要であると考えられる。>

5) 建築基準法のさらなる改正をするのであれば、罰則の強化や制度の厳格化のような部分改正だけではなく、都市計画法、建築士法等の関連法令と十分な整合性を検討し、2~3年の期間と地方自治体の体制を整備する期間を設け、法の齟齬をきたさないような改正をして頂きたい。

6) 建築基準法、建築士法とも再構築すべき。

<両法とも1950年に制定されてから半世紀以上を経過しており、その間数々の改正がなされ、先の改正(平成の大改正)を経て現在に至っている。制定当時の目的は、建築基準法については戦後の荒廃した国土の復興のために要請された最低基準としての法律設置であり、建築士法については、過去に数々の議論のあった建築技術者の資格と業務を位置付けた法律の構築であった。これは、当時の社会状況からみて、適切であり当初の目的は果たされ、日本は他国に例を見ない著しい発展を遂げた。こういった過去の認識の下、成熟社会に突入した我が国の環境変化を踏まえ、両法律に基づく制度のあり方について、以下の観点からレビューし、再構築していくべき。>

- | | |
|------|-------------|
| ①迅速化 | 建築確認制度 |
| ②簡素化 | 検査制度(中間・完了) |
| ③良質化 | 建築士制度 |
| ④厳格化 | 工事監理制度 |